

【凡例】●…重点的に取り組む施策・事業  
○…継続して取り組む施策・事業

安全・安心条例行動計画体系図

| 平成31年までの目標                                            |                             |                                    |                                 |
|-------------------------------------------------------|-----------------------------|------------------------------------|---------------------------------|
| (1) 日本トップクラスの安全なまち                                    |                             | (2) 誰もが安心を実感できるまち                  |                                 |
| ◆刑法犯認知件数を8千件以下・政令市ベスト3にする。                            |                             | ◆「安全だ(治安が良い)」と思っている市民の割合を90%以上にする。 |                                 |
| ◆防犯パトロール活動への参加者(市民、事業者、大学生などの参加)を2万人以上にする。            |                             |                                    |                                 |
| 条例の目的                                                 | 方向性・取り組みの方針                 | 主 な 施 策                            | 主 な 事 業                         |
| 「安全・安心なまちづくり」を次の世代に継承する。<br>「安全・安心を実感することが出来るまち」を実現し、 | 特に配慮する対象                    | ○子どもの見守り活動の推進                      | ○スクールヘルパーの配置                    |
|                                                       |                             | ○青少年の非行等を生まない環境の構築                 | ○北九州市「青少年の非行を生まない地域づくり」推進本部運営事業 |
|                                                       |                             | ●通学路等の安全確保                         | ●通学路における夜間の安全対策強化               |
|                                                       |                             | ○非行等からの立直り支援                       | ○スクールソーシャルワーカーの活用 など            |
|                                                       |                             | ●安全・安心に関する意識の高揚                    | ●子どもや女性の犯罪被害防止対策                |
|                                                       |                             | ○犯罪被害者等の支援体制の充実                    | ○犯罪被害者等支援事業 など                  |
|                                                       |                             | ○交通安全の推進                           | ○交通安全推進事業                       |
|                                                       |                             | ○消費生活に関する安全・安心の推進                  | ○消費者啓発の推進                       |
|                                                       |                             | ○地域の防災力の強化(避難支援の仕組みづくり)            | ○緊急通報システム など                    |
|                                                       |                             | ○安全・安心に配慮した環境の構築(バリアフリー)           | ○バリアフリーのまちづくり                   |
|                                                       |                             | ○地域の防災力の強化(避難支援の仕組みづくり)            | ○避難行動要支援者避難支援事業 など              |
|                                                       |                             | ●安全・安心に関する意識の高揚                    | ●安全・安心行動計画推進事業                  |
|                                                       | 1 安全・安心に関する市民意識の高いまちづくりの推進  | ●安全・安心なまちづくりの新たな担い手の育成             | ●子どもや女性の犯罪被害防止対策                |
|                                                       |                             | ○交通安全の推進                           | ●北九州市安全・安心ウィーク                  |
|                                                       |                             | ○暴力団の排除の推進                         | ●事業者の新たな防犯活動の推進                 |
|                                                       |                             | ○迷惑行為の防止の推進                        | ●学生安全・安心ボランティア活動の推進             |
| (1) 安全・安心に関する意識の高揚及び行動の促進等 【35事業】                     | ○消費生活に関する安全・安心の推進           | ○交通安全推進事業                          |                                 |
|                                                       |                             | ○自転車安全運転向上事業                       |                                 |
|                                                       |                             | ○暴力追放の推進                           |                                 |
|                                                       |                             | ○モラル・マナーアップ関連条例推進事業                |                                 |
| 2 安全・安心な環境の構築                                         |                             | ○消費者啓発の推進 など                       |                                 |
|                                                       | ●地域活動の推進                    | ●市民一斉夜間の安全・安心パトロール事業               |                                 |
|                                                       | ○地域の防災力の強化                  | ○みんな de Bousai まちづくり推進事業           |                                 |
|                                                       | ○子どもの見守り活動の推進               | ○スクールヘルパーの配置                       |                                 |
| (1) 地域における安全・安心に関する活動の推進(ソフト面) 【19事業】                 | ○青少年の非行等を生まない環境の構築          | ○北九州市「青少年の非行を生まない地域づくり」推進本部運営事業 など |                                 |
|                                                       | ●安全・安心に配慮した環境の構築            | ●防犯カメラの普及促進に向けた取組の推進               |                                 |
|                                                       | ●通学路等の安全確保                  | ○道路照明のLED化                         |                                 |
|                                                       | ●空き家及び空き地の適正管理              | ●通学路における夜間の安全対策強化                  |                                 |
| (2) 安全・安心に配慮した環境の整備(ハード面) 【86事業】                      | ○風水害対策の推進                   | ●通学路の安全対策の推進                       |                                 |
|                                                       | ○公共施設等の耐震化・長寿命化の推進          | ●老朽空き家等対策の推進                       |                                 |
|                                                       | ○非行等からの立直り支援の推進             | ○アンダーパスの事故防止対策                     |                                 |
|                                                       |                             | ○河川改修事業の推進                         |                                 |
| 3 安全・安心に関する相談及び支援体制等の充実                               |                             | ○上下水道の地震等対策推進事業 など                 |                                 |
|                                                       | ●安全・安心相談窓口の充実               | ○不登校対策の充実                          |                                 |
|                                                       | ○犯罪被害者等の支援体制の充実             | ○いじめ対策の充実                          |                                 |
|                                                       | ●安全・安心を脅かす事態の対応のための体制の充実    | ○非行防止活動の推進 など                      |                                 |
| (1) 青少年等の非行等からの立直り支援 【11事業】                           |                             | ●安全・安心総合相談ダイヤル事業                   |                                 |
|                                                       | (2) 安全・安心に関する相談及び支援体制【81事業】 | ○犯罪被害者等支援事業                        |                                 |
|                                                       |                             | ●防災拠点の整備                           |                                 |
|                                                       |                             | ○救急医療体制の維持・確保 など                   |                                 |
| 4 安全・安心な都市イメージの発信                                     | ○安全・安心に関する情報の提供             | ○災害に関する情報の提供                       |                                 |
|                                                       | ●都市のイメージアップに資する情報の発信        | ○全庁GIS(統合型GIS)構築運用事業 など            |                                 |
|                                                       | ○「北九州市安全・安心条例」の普及・啓発活動の推進   | ●都市イメージの向上                         |                                 |
|                                                       |                             | ○北九州市安全・安心条例普及啓発事業 など              |                                 |